



大阪市立塩草立葉小学校 学校だより

最終号
令和5年3月15日
発行

ともに学び ともに生きる子どもを育てる ～自分も 人も 大切にする～

6年間、塩草立葉小学校で学んできた子ども達が17日金曜日に卒業します。数多くの転入生がやってきて新たな風を浴びながら、入れかわる教職員の変化の波を乗り越えながら、ともに学んできた卒業生です。

塩草立葉小学校から巣立ち、未来に羽ばたくことは、とても喜ばしいことですが、学校からいなくなってしまうことは、非常に寂しく、つらい気持ちにもなります。しかし、子ども達は、自分も人も大切にすることを学び続けてきました。この先も、出会った人を大切に、ともに学び、ともに生きていってくれるだろう。新たな場所で、更なる成長を遂げてくれるだろう。そして、自分らしく幸せな人生を歩んでくれるだろう。そんな期待とエールを胸に、笑顔で送り出したいと思います。

保護者、地域のみなさん。6年間、子ども達を支え続けてください、ありがとうございました。

これからも、子ども達を温かく、時には厳しく、ともに見守り続けていただきたいです。よろしくお願ひします。

私たち教職員も、卒業生の姿を、在校生に伝え、引き続き、

「ともに学び ともに生きる子どもを育てる～自分も 人も 大切にする～」に取り組んでいきます！

R5年度 学校行事(予定)について

※新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、変更・中止になる場合があります

【入学式・始業式・終業式】

○始業式	【1学期】4月10日(月)・入学式と同日 【2学期】8月28日(月) 【3学期】1月10日(水)
○終業式	【1学期】7月19日(水) 【2学期】12月21日(木) 【3学期】3月21日(木)

【宿泊行事】

○5年自然教室(大阪府立青少年海洋センター)	11月10日(金)～11日(土) ※13日(月)が5年生代休
○6年修学旅行(志摩・鳥羽)	9月21日(木)～22日(金)

【学校行事・教育活動】

○1学期学習参観	4月21日(金) ※参観後に懇談会を予定しています。
○家庭訪問(希望制で実施)	4月24日(月)、25日(火)、26日(水)、27日(木)の4日間
○学期末個人懇談会(希望制で実施)	1学期は、7月11日(火)～14日(金)の4日間 2学期は、12月15日(金)、18日(月)～20日(水)の4日間

(土曜日に実施予定の行事)※代休あり

○運動会	10月21日(土)、予備日24日(火)※代休23日(月)
○2学期学習参観・作品展	12月2日(土)※代休4日(月)

※各学年の遠足や社会見学については4月以降に決定し、周知します

〔令和5年度 1学期 始業式のお知らせ〕(新2～新6年生)

4月10日(月) 登校 8:10～8:25 下校 10:40頃

〔令和5年度 入学式のお知らせ〕(新1年生)

4月10日(月) 受付 11:00～11:25 開式 11:30 終了12:00頃

ともに学び ともに生きる ~自分も 人も 大切にする~

「1年間の感謝を込めて…」



同和教育主担 西川 真

保護者のみなさま、今年度の塩草立葉小学校の人権教育にご協力いただきありがとうございました。自分はじめの人の人権教育担当で何をしたらいいのか分からないことが多い1年でしたが、来年度は今年度の反省と経験を生かして、より良い形で人権教育に取り組んでいきたいです。

ところでみなさま「子どもの権利条約」についてご存じでしょうか?

恥ずかしながら自分も今年度、人権教育担当になるまで名前くらいしか知りませんでした。簡単にまとめると、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの子どもの権利を大人や社会がしっかりと守りましょう、というものです。

日本は1994年、国際条約である「子どもの権利条約」に批准しました。それから来年で30年になりますが、児童虐待やヤングケアラー、いじめや体罰、子どもの貧困、多様性についての無理解など様々な問題があり、子どもの権利が守られているとは言えない状況が続いてきました。

そんな状況が続いてきたこともあり、2023年4月から「子どもの権利を守る」ための法律である子ども基本法が施行されます。

ただ、法律が施行されたからと言って、大人がその法律を知らないとせっかくの法律が守られないかもしれませんし、子どもがどんな法律かを知らないと法律が守られているかどうかがわかりません。

なので、来年度は子どもの権利条約や子ども基本法についての学習を子どもたちと一緒にできたらいいなと考えています。来年度も、自分も人も大切にできる子どもたちをみんなで力を合わせて育んでいこうと思いますので、引き続きご協力をお願いいたします。



生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること